

令和 8 年度 名古屋市教育委員会 意見第 2 号

名古屋市奨学金条例の一部改正について

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため、名古屋市奨学金条例（平成29年名古屋市条例第18号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和 8 年 6 月12日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

記

1 改正理由・内容

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部が改正され、同法の規定による就学支援金の支給に関する生徒又は学生の保護者等に係る規定が削除されたことに伴い、奨学金の支給を受けることができる者の保護者等について、必要な事項を定めます。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 条例案

別紙のとおり

（令和 8 年 6 月12日提出 総務部総務課）



令和 8 年第 号議案

名古屋市奨学金条例の一部改正について

名古屋市奨学金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市奨学金条例の一部を改正する条例

名古屋市奨学金条例（平成29年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）」を「（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に定める者をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市奨学金条例 (抜すい)

(受給資格)

第3条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備えている者のうち、学業その他の活動における努力が認められる者でなければならない。

(1) (略)

(2) その保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等その他の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に定める者をいう。）が、基準日において、本市の区域内に住所を有すること。

(3) } (略)
(4) }

(参考 2)

参 照 条 文

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）

抜すい 新旧対照 (改正後)
(改正前)

(受給資格)

第3条 (略)

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) } (略)
(2) }

(3) 前2号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第16

条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する

経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）

の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的

負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 (略)